

亀山市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月26日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第37号

亀山市営住宅条例の一部を改正する条例

亀山市営住宅条例（平成17年亀山市条例第135号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表に次のように加える。

平成30年度	新所住宅	関町新所962番地4	木造2階	6
平成30年度	本町住宅	本町三丁目15番17-2-101号、15番17-2-102号、15番17-2-103号、15番17-2-105号、15番17-2-106号、15番17-2-107号、201号、15番17-2-202号、15番17-2-203号、15番17-2-205号、15番17-2-206号、15番17-2-207号、301号、15番17-2-302号、15番17-2-303号、15番17-2-305号、15番17-2-306号、15番17-2-307号	中層耐火3階	18

附 則

この条例は、公布の日から施行する。